すなわち、オウム真理教の教義が、「衆生救済」に至る最速の道である秘密金剛乗（タントラ・ヴァジラヤーナ）の実践をすることを最重視するものであって、その教義は殺人を暗示的に勧める内容を含んでいること、また、オウム真理教は、その教義に沿った理想郷の建設を目的とする「日本シャンバラ化計画」を推進していたが、最終的には松本を独裁者とする祭政一致の専制国家体制を樹立するという政治上の主義を有するに至り、その政治上の主義が被請求団体の教義の枢要な一部として内包されるに至っていたこと、そして、この政治上の主義を推進する目的で、団体の活動として両サリン事件が敢行されたことは、本件観察処分決定において当委員会が認定したとおりであるところ、上記教義が、両サリン事件以降、第五回の期間更新決定時に至るまでに、破棄ないし変更されたとは認められず、被請求団体において一貫して維持されたことは、同決定において認定したとおりであり、その後、現在に至るまでも、その教義が破棄ないし変更されたと認められる事実はない。

イ　この点、前記⑴（第１号該当性について）において認定した諸事情等、特に、「Aleph」や「山田らの集団」において、幹部構成員らが、構成員に対し、説法や機関誌等を通して、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的な帰依を強く指導していることや、松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や「日本シャンバラ化計画」等に関する説法を再現した教材等を使用して構成員に教学させていること、従前と同様のマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行い、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、「ひかりの輪」において、中心的に活動する上祐らが、その設立目的等について、タントラ・ヴァジラヤーナに関する松本の言動等を引用するなどしていたところ、現在においても、幹部構成員が松本の説くオウム真理教の教義の根幹部分を維持した指導を行い、構成員らの中には松本の説くオウム真理教の教義を維持している旨述べる者があること、構成員の言動に、両サリン事件を正当化し、あるいは、松本への深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められることなど、一般の構成員にも幹部構成員による指導方針が深く浸透していると認められることなどに鑑みれば、現在も被請求団体においては、危険な内容を含む教義が構成員に周知徹底されており、構成員においても、危険な内容を含む教義全体を正しいものとして受け入れ、その教義に従う意思を有しているものと認められる。

したがって、殺人を暗示的に勧める被請求団体の危険な教義は、現在も被請求団体の「綱領」に当たると認められる。

⑷　第５号該当性について

被請求団体には、下記のとおり、法第５条第１項第５号に該当する事由がある。

すなわち、いずれの集団においても、①両サリン事件の首謀者である松本が被請求団体の活動に絶対的ともいえる影響力を有し、構成員が松本を絶対的帰依の対象としていること、②両サリン事件当時、松本を頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として組織的かつ秘密裏に両サリン事件が計画、敢行されたところ、現在においても従前と同質の組織構造を継続して有しているほか、出家構成員を管理下の施設に集団居住させて、一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していることに加え、③政治上の主義を推進するための武装化の過程でいわゆる「武器等製造法違反事件」を敢行して服役した構成員やその他犯罪に関与した構成員を含め、いわゆる「地下鉄サリン事件」が行われた当時に構成員であった者を現在においても多数構成員として擁していること、④「Aleph」及び「ひかりの輪」の構成員らは、現在においても、両サリン事件を正当化する発言をしていること、⑤武装化の過程で、松本に絶対的に服従する側近として炭疽菌の散布等で重要な役割を果たした上祐が、現在も「ひかりの輪」の役員として活動していること、「Aleph」において、⑥第五回の期間更新決定後、巧妙な手段による様々な勧誘活動を組織的に展開するとともに、現金資産を大幅に増加させていることが認められることに加え、⑦小中学生などの若年者に対し、松本の説法に関する子供向けの教材を使用して教学させたり、立位礼拝などの修行を行わせたりして、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていることが認められることなど、被請求団体については、現在も、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があると認められる。

３　引き続き被請求団体の活動状況を継続して明らかにする必要性の有無

被請求団体については、下記のとおり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要性が認められるので、法第５条第４項に該当する。

すなわち、いずれの集団においても、第五回の期間更新決定後も、前記２⑷（第５号該当性について）のとおり、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しているほか、本件観察処分に基づく公安調査官の立入検査の際にも、公安調査官が来訪を告げてから十数分以上経ってようやく出入口の開扉に応じたり、公安調査官の質問に対して「答える必要はない。」などと述べたり、あるいは無視したりするなどといった円滑な検査の遂行を妨げかねない非協力的な姿勢を組織ぐるみでとり、さらに、「Aleph」においては、検査対象となるパソコンの電源を切ったり、検査対象物を隠匿して立入検査を忌避した事実で構成員が罰金刑の言渡しを受け、「ひかりの輪」においては、管理下の施設において作成した検査対象となる会計処理に関するデータを、当該施設外に送信して意図的に消去し、立入検査時における検査を不可能にするなど、公安調査官の検査に対し極めて不誠実な対応をとったことなどが認められ、これらによると、被請求団体においては、その活動実態を積極的につまびらかにしようとしていないことも明らかであって、その体質は依然として閉鎖的で透明性に欠けるというほかない。

また、いずれの集団も、公安調査庁長官宛ての報告書において、構成員の一部を殊更記載せず、「Aleph」及び「山田らの集団」においては、管理下にある施設の一部を、「ひかりの輪」においては、資産の一部を殊更記載していないなど不正確な報告を繰り返したり、団体の活動の用に供される不動産の利用開始や用途変更に関する事項等については、「当該団体の活動に関する意思決定の内容」（法第５条第３項第５号、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令第３条第１号、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則第６条）として報告すべきところ、いずれの集団についても、これらにつき報告をしていないなど、報告義務の懈怠を繰り返している。加えて、「Aleph」は、両サリン事件等の被害者に対して誠意ある対応を行っていく旨を表明しつつも、申立てから５年以上が経過したオウム真理教犯罪被害者支援機構との間の民事調停において弁済計画案すら示さず、「ひかりの輪」は、同機構との間で年間に少なくとも２回以上会計報告を行うことを合意しながら、これに違反するなどしているほか、「Aleph」及び「ひかりの輪」は、いずれも両サリン事件を反省している旨主張しているにもかかわらず、実際には、構成員らが、これを正当化する発言をするなどしている。これらの事実に鑑みると、被請求団体は、依然として欺まん的な組織体質を有すると認められる。

被請求団体には、上記のとおり、閉鎖的・欺まん的な組織体質が認められ、その活動状況を把握することが困難な実情にある上、その閉鎖的・欺まん的な組織体質に起因して、依然として全国各地で地域住民が被請求団体に対する恐怖感、不安感を抱き、その結果、国に対して本件観察処分の期間の更新を要請するなどしていること、また、これら地域住民の恐怖感、不安感を受け、地方公共団体において、法第５条第１項の観察処分を受けた団体に対する調査、命令等を行う権限等を定める条例に基づく取組を始め、独自の取組が行われていることが認められ、これらの事情等に鑑みれば、引き続き被請求団体の活動状況を継続して明らかにする必要性があることは明らかである。

４　証拠

以上の認定は、別添１－３「証拠書類一覧表（公安調査庁）」記載の証拠書類等に基づき行った。

第５　法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」について

１　「被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階」について

被請求団体においては、その構成員が、一般社会との関係を断絶して活動する「出家信徒」及びその他の「在家信徒」に区分され、このうち、「出家信徒」については位階制度が設けられていることから、その位階と被請求団体内部における地位・役割との対応関係を把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。